

第3次伊予市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第3次伊予市総合計画策定支援業務

2 業務区域

対象区域は、伊予市全域とする。

3 業務の目的

第2次伊予市総合計画（以下「第2次計画」という。）が令和8年度で計画期間を終了することから、令和9年度を初年度とする第3次伊予市総合計画（以下「第3次計画」という。）を策定することを目的とする。

あわせて、一体的に策定している伊予市人口ビジョン及び伊予市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」）の改訂を行うものとする。

なお、第3次計画の策定に当たっては、第2次計画及び総合戦略の評価、検証を行うとともに、社会情勢や本市の抱える課題の整理、数多くのデータ収集や高度な分析を必要とすることから、民間の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定業務を円滑に進めることとする。

4 3次計画の計画期間

- (1) 基本構想 : 令和9年度から令和16年度の8年間を想定
- (2) 前期基本計画 : 令和9年度から令和12年度の4年間を想定

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 契約限度額

17,974,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、各年度において、次の金額を超えないものとする。

令和7年度 8,481,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

令和8年度 9,493,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

7 業務内容

〔令和7年度想定〕

調査・分析

本市の人口推計等、第3次計画の策定に必要な基礎的データを収集し、これに基づき本市の現状分析や本市を取り巻く社会環境の整理、分析を行う。

ア アンケート調査

本市の将来像を設定するために必要なアンケート調査を実施し、市民意識の把握、分析を行う。

- ・調査対象者：無作為抽出した18歳以上の市民 約2,000人
- ・回答方法等：郵送とともにwebによる回答も可とする。

〔アンケート調査に係る作業分担〕 ※アンケート回収率は40%を想定

発注者	受注者
・調査票案の検討と確定 ・調査対象者の抽出 ・宛名ラベル印刷 ・アンケート回収	・調査票原案の作成と補修正 ・調査票の印刷 ・発送用封筒・回収用封筒の手配 ・封入・封緘作業 ・郵送料金の負担 ・回収アンケートのデータ入力 ・自由記述欄の整理 ・単純集計・クロス集計の実施 ・アンケート結果の分析 ・報告書の作成 ・web アンケート構築に係る経費

イ 本市を取り巻く状況の把握

第3次計画を策定するに当たり、各種の統計資料や分野別計画、国・県等の上位・関連計画等に基づき、考慮すべき課題を整理するとともに、本市を取り巻く社会経済情勢や類似自治体や近隣自治体との比較、広域から見た本市の立ち位置などの状況を把握、分析を行う。

ウ 人口推計及び分析

本市の将来人口について、自然増減・社会増減等の動向、国等の推計データを踏まえ分析を行う。

エ 第2次計画及び総合戦略の評価・分析

第2次計画（後期基本計画）における政策分野ごとの施策及び総合戦略における成果指標・目標値の達成状況を評価・検証するために、関係各課を対象とした庁内調査を行い、調査結果のとりまとめを行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、成果や課題の分析を行う。

オ 関係団体等へのヒアリング調査

関係団体や事業者等に対し、活動状況や課題、今後の方向性を把握するために、ヒアリング調査を行う。

カ 市長ヒアリング

市の将来ビジョンや重点課題など、市長の政策目標の反映を図るため、トップインタビューを行う。

キ ワークショップの運営支援

地域課題や課題解決に向けた取組について、市民自らが考える契機とするワークショップの企画提案及び運営支援を行う。実施後は、要旨をとりまとめた報告書を作成すること。

- ① 地域別ワークショップ （6回以上）
- ② その他（世代別など） （1回程度）

〔令和８年度想定〕

(1) 基本構想（案）の策定支援

調査・分析を基に、本市が目指す将来像を明らかにし、その実現のための基本的なまちづくりの方向性を示した基本構想（案）の策定支援を行う。

(2) 第３次計画前期基本計画（案）の検討

調査・分析を基に、本市が目指す将来像を実現するための具体的な施策を体系的に取りまとめた前期基本計画（案）の策定支援を行う。

また、適切な進捗管理の手法等について提案を行うこと。

(3) 人口ビジョンの策定（一体策定）

最新のデータに基づき、将来人口を推計するとともに、伊予市が目指す人口、将来展望を明らかにした次期人口ビジョンを策定する。

(4) 総合戦略の策定支援（一体策定）

調査・分析を基に、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略（案）の策定支援を行う。

なお、国の総合戦略改訂等に対し、柔軟な対応が可能となるよう構成を工夫すること。

(5) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に係る資料作成、提出された意見の分析や整理のほか、対応案の作成や計画案への反映を行う。

(6) 第３次計画及び概要版の原稿作成及び印刷製本

第３次計画及び概要版の原稿を作成し、印刷製本を行う。原稿の作成に当たっては、市民等に理解してもらうため、デザインやレイアウトを工夫するとともに、イラストや写真を使用するなど、視覚効果を高めること。

〔随時〕

(1) 策定委員会・審議会の運営支援

庁内会議及び外部委員等で構成される策定審議会開催に係る資料作成、会議への出席、説明、助言を行う。

また、会議開催後１週間を目途に会議録を作成し、発注者へ提出すること。

ア 庁内会議

① 策定本部 ４回程度（年２回程度）

② 策定委員会 ４回程度（年２回程度）

イ 審議会 ８回程度（年４回程度）

(2) 打合せ・協議

本業務の遂行上、必要に応じて打合せ・協議を行うものとし、協議内容については、速やかに会議録を作成し、相互確認の上、発注者へ提出するものとする。なお、開催形式はリモート（web）を可とする。

８ 成果品

(1) 第３次計画

（Ａ４版、１６０項程度、４色、３００部）

(2) 第３次計画概要版

（Ａ４版、１６項程度、４色、１５，０００部）

- (3) その他、業務実施、各種調査結果に係る報告書及び関連資料 一式
(簡易印刷、各1部)
- (4) 上記(1)から(3)の電子データ
(CD-R又はDVD-Rで提出とし、データはPDF及び編集等が可能なデータ形式とする。※Microsoft Word、Excel、PowerPoint
なお、(1)及び(2)については、HPへの掲載のほか、製本に留意したデータとすること。

9 その他

- (1) 本仕様書は本業務の提案をするに当たり、最低限の必要事項を記載したものであり、本仕様書に記載のない事項についての提案(独自提案)も可能とし、業務内容については、本仕様書によるほか、企画提案書等での提案を踏まえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (3) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (4) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により適正に取り扱うこと。
- (5) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、伊予市に帰属するものとする。また、受託者は著作権を行使できないものとする。
- (7) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費一切は受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定する。